

改正

平成24年6月7日要綱第49号

平成26年4月7日要綱第40号

平成29年4月1日要綱第39号

令和6年4月1日要綱第135号

令和6年6月11日要綱第309号

令和7年4月1日要綱第290号

令和8年3月18日要綱第27号

立川市中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業における地球温暖化対策の一環として実施する二酸化炭素排出量削減事業に対して交付する補助金について、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネルギー診断 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に規定する環境物品等の調達の推進に関する基本方針で定める省エネルギー診断をいう。
- (2) 二酸化炭素排出量削減事業 事業者が、省エネルギー診断に基づき、市内の事業所において省エネルギーのための既設設備の改修（以下「省エネ改修」という。）を実施し、改修実施後、省エネルギー設備の導入効果等に関する分析・検証及び他の事業所に対する普及啓発に関する必要な協力を行う事業をいう。
- (3) 地球温暖化対策報告書制度 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「都条例」という。）第8条の23第1項の規定により、同項に規定する地球温暖化対策報告書（以下「地球温暖化対策報告書」という。）を東京都知事に提出する制度をいう。
- (4) 中小規模事業所 都条例第5条の7第6号に掲げる事業所又は当該事業所内に設置する事務所、営業所等のうち、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東

京都規則第34号) 第4条第1項に規定する原油換算エネルギー使用量が、第7条の規定により補助金の交付申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する年度(以下「申請年度」という。)の前年度において1,500キロリットル未満のもの(都条例第5条の7第8号に掲げる指定地球温暖化対策事業所及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事務所、営業所等を除く。)をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助を受けることができる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内において事業を行う中小規模事業所の所有者又は中小規模事業所を賃借する事業者であって、かつ、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者とする。

2 補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 補助対象事業について市及び東京都の補助金を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 申請日前3年以内に省エネルギー診断を受診していること。
- (5) 申請年度又は申請年度の前年度に、地球温暖化対策報告書制度により、地球温暖化対策報告書を東京都知事に提出していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、二酸化炭素排出削減事業であって、申請年度の2月末日までに当該事業に係る省エネ改修が完了するもの(以下「補助対象事業」という。)とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げる経費であって、市長が必要かつ適正と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

2 前項に規定する経費であっても他の国庫補助又は国費を財源とする補助金、寄附金その他の収入がある場合は、対象経費から除外するものとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の3分の1以内の額とし、500,000円を限度とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期間内において、

中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて申請するものとする。

- (1) 省エネ改修事業計画書（第2号様式）
- (2) 設計書、設備の配置状況がわかる平面図、設備のカタログ等
- (3) 工事見積書
- (4) 省エネルギー診断の報告書の写し
- (5) 法人の場合は、履歴事項全部証明書（発行後3月以内のもの）
- (6) 市税の完納証明書
- (7) 他の制度による補助金等を受ける場合は、当該補助金等の申請書等の写し
- (8) 建物を所有していない場合は、建物所有者の同意書
- (9) 地球温暖化対策報告書制度への参加が確認できる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付しないことと決定したときは中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たり必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 申請者は、交付決定を受けた後、速やかに省エネ改修工事に着手するものとする。

（計画の変更）

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業に要する経費の配分又は事業計画の内容に変更が生じたときは、速やかに中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修計画変更承認申請書（第5号様式）を提出するものとする。

2 前項の規定による申請（以下「変更申請」という。）の額は、前条第1項の規定による交付決定額の範囲内とする。

3 変更申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更を認めたときは、中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修計画変更承認通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（計画の中止）

第10条 交付決定者は、事業計画を中止しようとするときは、速やかに中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修計画中止届（第7号様式）を提出するものとする。

（遅延の報告）

第11条 交付決定者は、交付決定を受けた補助対象事業に係る省エネ改修が申請年度の2月末日までに完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修遅延等報告書（第8号様式）を提出し、指示を受けるものとする。

（完了報告）

第12条 交付決定者は、交付決定を受けた補助対象事業（変更申請が承認された場合を含む。）に係る省エネ改修が完了したときは、速やかに中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修工事完了報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて報告するものとする。

- （1）改修前及び改修後の設備等がわかるカラー写真
- （2）省エネ改修に係る領収書の写し

（補助金額の確定）

第13条 前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金確定通知書（第10号様式。以下「確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第14条 交付決定者は、確定通知書を受けた後、速やかに中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金交付請求書（第11号様式）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（事業実施効果の報告）

第15条 前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、省エネ改修を行った事業所のエネルギーの使用状況、温室効果ガスの排出量その他必要な事項について、改修前と比較した削減効果の報告を工事完了後2年間行うものとする。

（協力）

第16条 補助金交付者は、次の各号に掲げる事項について協力するものとする。

- （1）市のホームページ等における省エネ改修の事例掲載
- （2）省エネルギー及び地球温暖化防止に関する市及び事業者の連携した取組
- （3）その他市長が必要と認める事項

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 補助金交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この補助金の交付決定の内容若しくは当該交付決定に付した条件又は関係法令に違反したとき。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境資源循環部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月25日から施行する。

附 則 (平成24年6月7日要綱第49号)

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。

附 則 (平成26年4月7日要綱第40号)

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日要綱第39号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日要綱第135号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月11日要綱第309号)

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日要綱第290号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月18日要綱第27号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。